

REKIKEN

東弁今昔物語 ~150周年を目指して~

第40回 臨司意見書と臨司反対運動

司法改革総合センター幹事・東京弁護士会歴史研究会 梶嶋 裕之 (42期)

1 昭和39年8月、臨時司法制度調査会は、2年間の審議を経て、意見書（臨司意見書）を取りまとめました。これに対し、当会は徹底した反対運動を繰り広げ、その後の司法の在り方に大きな影響を及ぼすことになります。

2 臨時司法制度調査会（我妻榮会長）は、①法曹一元に関する事項、②裁判官および検察官の任用制度、給与制度に関する事項について調査審議するために、法律に基づき政府に設置された調査会です。委員は国会議員（7名）、法曹三者（各3名）、学識経験者（4名）の20名。設置法の提案理由によると、当時の訴訟遅延と裁判官不足への対応が調査会設置の主たる目的でした。

3 当初、弁護士会は、法曹一元実現の好機と捉え、調査会に期待をもって臨みました。実際、調査会は司法の人的基盤の問題を軸に幅広い検討を行ったものの、最大の論点は、法曹一元でした。

しかし、意見書は「法曹一元の制度は、これが円滑に実現されるならば、わが国においても一つの望ましい制度である。」としつつも、「この制度が実現されるための基盤となる諸条件は、いまだ整備されていない。」と結論づけます。事実上、法曹一元の実現を否定した提言でした。

4 また、意見書は、法曹人口の漸増、裁判官・検察官の増員と待遇改善、法曹有資格者の職域拡大、弁護士の紛争予防的活動の強化、弁護士の大都市偏在化の是正、法曹の一体感の育成などの提言とともに、司法行政における指揮命令系統の明確化、裁判所支部・簡裁の整理統合、簡裁の事物管轄の拡張、知的財産事件など特殊事件の集約的処理、司法試験の受験回数・年齢制限など広範な提言を行いました。

これらの提言には、個別には首肯できる内容も含まれていましたが、司法官僚体制の強化、効率優先の訴訟処理、弁護士の在野性の抑制と司法官僚体制への組み入れがその中核であるとして、弁護士会からは強い反発をもって受けとめられました。

5 臨司意見書が公表された翌月の昭和39年9月、当会は司法制度臨時措置委員会を設置し、日弁連とともに、全国の弁護士会の先頭に立って反対運動を開始します。

同年12月の臨時総会では、意見書の実施阻止に向けた決議を採択。その後、反対運動資金として多額の寄付金が集められ、昭和41年度には臨時会費も徴収。司法試験法の改悪阻止、高裁支部廃止反対、簡裁の事物管轄の拡張反対など、意見書の実現阻止に向けた強力な反対運動が展開されます。

これによって、臨司意見書の主要部分は実現が阻止ないし軌道修正され、反対運動は一定の成果を上げたと評価できます。他方、弁護士会と裁判所、法務省・検察庁とは厳しい対立によって、長い冬の時代に入ることになります。

6 臨司意見書で取り上げられたテーマの相当部分は、それから35年を経て、司法制度改革審議会に引き継がれることになりました。

臨司意見書と反対運動をどう評価するか。これは平成13年の司法制度改革審議会意見書とその後の平成司法改革の評価にも連なる問題であり、未だ歴史とするには少し早い問題のようです。

